

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

第一号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第27条の23第1項

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役会長
兼社長 中山 恒博

【住所又は本店所在地】 東京都中央区日本橋1丁目4番1号日本橋一丁目ビル
ディング

【報告義務発生日】 平成 21 年 9 月 16 日

【提出日】 平成 21 年 9 月 28 日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】 1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	トーセイ株式会社
証券コード	8923
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	メリルリンチ日本証券株式会社
住所又は本店所在地	東京都中央区日本橋1丁目4番1号日本橋一丁目ビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	平成10年2月26日
代表者氏名	中山 恒博
代表者役職	代表取締役会長兼社長
事業内容	金融商品取引業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	リーガル・アンド・コンプライアンス 宇藤 康浩
電話番号	03-6225-8497

(2)【保有目的】

金融商品取引業務による保有

(3) 【重要提案行為等】

該当事項なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			
新株予約権証券(株)	A 80,000	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 80,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T 80,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 80,000		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (平成21年9月16日現在)	V 376,840
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)	17.51%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	-

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成21年 9月16日	新株予約権証券	80,000	17.51%	市場外	取得	第三者割当 (一新株予約 権当り) 43,700円。 左記数量は 株数換算)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

発行会社は、2年間の行使可能期間中において本新株予約権の全部又は一部について、提出者が行使することができない期間を指定できる権利（以下、「停止指定」といいます。）を有しています（ただし、行使可能期間の最後の1ヵ月間については停止指定を行うことはできません。）。また逆に、提出者に一定数までの行使を強制する権利（以下、「行使指定」といいます。）を有しています（ただし指定数、間隔等には一定の限度があります。また、発行会社の株価が一定水準を下回る場合、発行会社に未公表の重要事実がある場合等の一定の場合には行使指定を行うことはできません、発行会社が行使指定を行った場合には、その都度開示されます。）。提出者と発行会社は、日本証券業協会規則等の定めに基づき、行使を制限するよう措置も講じております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	34,960
借入金額計（X）（千円）	0
その他金額計（Y）（千円）	0
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	34,960

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
該当なし					

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地
該当なし		